

沿 革

年 月	内 容
明治44年 3月	恩賜林の御下賜により県に恩賜県有財産管理課が新設された。
明治45年 1月	県下に4ヶ所の出張所と26分担区を配置し、そのうち南北都留郡を管轄する恩賜県有財産管理課谷村出張所(現在の都留市上谷)が置かれた。
大正 7年 7月	恩賜林及び一般林業行政事務を統一するため、県庁林務課と恩賜県有財産管理課を統合し山林課を設置したことに伴い、山林課谷村出張所と改称された。
昭和13年12月	山林課出張所が林務署と改称され、大月林務署及び吉田林務署が設置された。
昭和25年 8月	大月営林事務所及び吉田営林事務所と改称され、恩賜林の経営を専管し、民有林関係事務、林産物検査事務は地方事務所に林務課を新設して移管された。
昭和30年11月	大月林務事務所及び吉田林務事務所と改称され、地方事務所林務課を統合し、所内に庶務課、県有林課、民有林課、森林土木課の4課が設置された。
昭和43年 4月	吉田林務事務所内に貸地、部分林等を管理するため管理課が新設された。また、各事務所の庶務課が総務課、民有林課が指導課に改称された。
昭和48年 4月	吉田林務事務所森林土木課に障害防止係が新設された。 河口、精進営林区が廃止された。
昭和50年 4月	大月、谷村、鳥沢営林区が廃止された。
昭和51年 4月	営林区制度が廃止され、七保、東桂、吉田、鳴沢営林区が廃止された。
昭和53年 4月	大月林務事務所に管理課が新設された。
昭和55年 3月	池の平苗畑事業所が廃止された。
昭和55年 4月	係制が廃止され、グループ制が導入された。また、工事検査員が配置された。
昭和56年 3月	真木苗畑事業所が廃止された。
昭和60年 4月	技術指導幹が配置された。
平成 4年 4月	管理課が廃止され、土地管理担当は県有林課に、施設管理担当は森林土木課に統合された。また、指導課を林業振興課に改称するとともに、次長(技術)並びに森林保全幹が設けられ、技術指導幹が廃止された。
平成 5年 4月	狩猟並びに鳥獣保護に関する事務が環境局に移管され、地方振興事務所で取り扱うこととなった。
平成 9年 4月	林業振興課の改良普及班が廃止された。また、森林土木課が治山林道課と改称された。
平成11年 4月	県有林課の計画担当と管理担当が統合され、計画管理担当が設置された。
平成12年 4月	本庁の組織再編により、林政部と環境局が統合され、森林環境部が設置された。
平成13年 4月	出先組織の改編で地域振興局が設置され、富士北麓・東部地域振興局大月林務環境部及び同局吉田林務環境部となる。また、地方振興事務所及び保健所の環境部門を移管し、環境課を設置するとともに、林業振興課に、地方振興事務所から自然保護、鳥獣保護、景観対策等の事業を移管し、森づくり推進課と改称された。
平成18年 4月	県の機構改革により、地域振興局が廃止され、大月林務環境部と吉田林務環境部を統合し、富士・東部林務環境事務所に南都留合同庁舎(都留市田原)に設置された。また、新たに環境保全幹及び工事施工管理幹が配置され、総務スタッフ、環境課、森づくり推進課、県有林課、治山林道第一課及び治山林道第二課の体制とした。
平成19年 4月	総務スタッフが廃止され、また、治山林道第一課と治山林道第二課が統合され、治山林道課と改称された。